

学校のしおり



枚方市立

桜丘北小学校

〒 573-0013

- ◆ 大阪府枚方市星丘 4 丁目 31 番 1 号
- ◆ IP 電話 050-7102-9128 番
- ◆ 携帯電話 070-2299-4217 番
- ◆ FAX 072-847-2662 番
- ◆ E-mail
sakuraokakita-e00@city.hirakata.ed.jp
- ◆ Homepage
http://www.city.hirakata.osaka.jp/soshiki/6-14-0-0-0_2.html

学校ブログ



令和 6 年 1 月改定

目次

1. 学校の概要
2. 学校経営方針
3. 校舎配置図
4. 教室配置図
5. 時間割・日課表
6. 年間行事計画
7. 学校のやくそく
8. 家庭学習について
9. 持ち物について
10. 保健室より
11. 日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度について
12. 枚方市学校園安全共済会の災害共済給付制度について
13. 枚方市の学校給食
14. 学校納入金について
15. 就学援助制度について
16. 非常変災時の対応について

1 学校の概要

〒 573-0013

大阪府枚方市星丘 4 丁目 31 番 1 号

IP 電話 050-7102-9128

携帯電話 070-2299-4217

FAX 072-847-2662

メール sakuraokakita-e00@city.hirakata.ed.jp

ホームページ

https://www.city.hirakata.osaka.jp/soshiki/6-14-0-0-0_2.html

ホームページ・ブログ



令和 5 年 12 月 1 日現在

児童数 292 名

学級数 18 学級（支援学級 6 クラス含む）

桜丘北小学校校区地図



2 学校経営方針

1. 本校の教育方針

- ① 憲法、教育基本法を遵守し、教育目標である「確かな学力と豊かな心の育成」を理念として、教育活動を行う。
- ② 学習指導要領をもとに教育課程の編成を行い、基礎・基本の学力と応用力・表現力・発表力を身につけ、主体的に学習できる児童の育成を行う。
- ③ 集団教育の場として、道徳心に富み、確かな人権感覚を身につけ、人権を尊重するとともに新しい時代を拓く協同意識を育む。

2. 本校の教育目標「自立貢献」

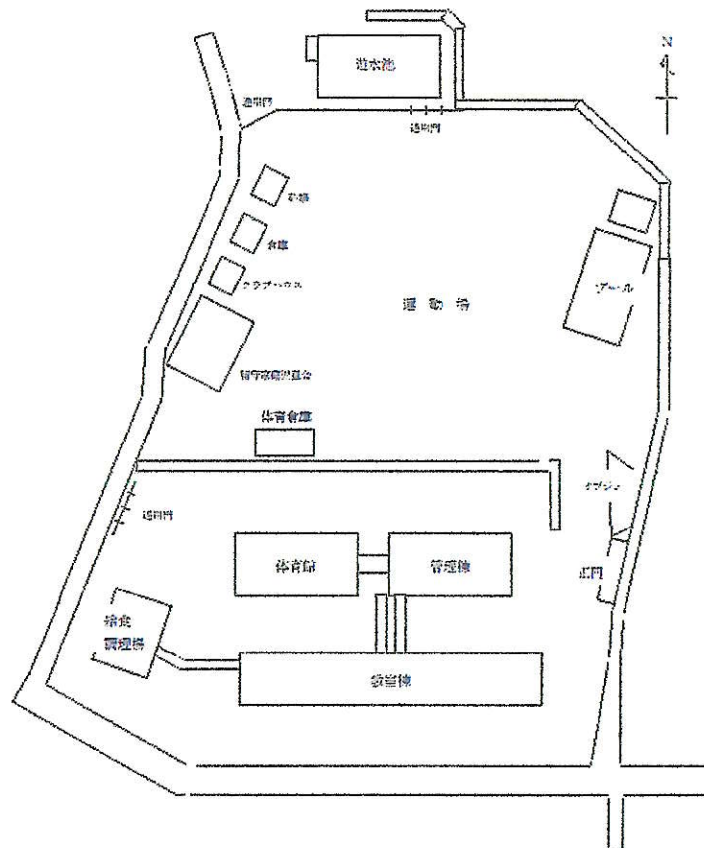
めざす子ども像

- ◎ 学習する子……「わかる」「できる」ように、基礎・基本の学力の定着を図る。
- ◎ よく考える子……自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する能力を育む。
- ◎ 思いやりのある子……相手の立場や気持ちを理解していこうとする見方、考え、態度を育む。
- ◎ 心身を鍛える子……日常の基本的な生活習慣を確立し、柔軟な心と体を育む。

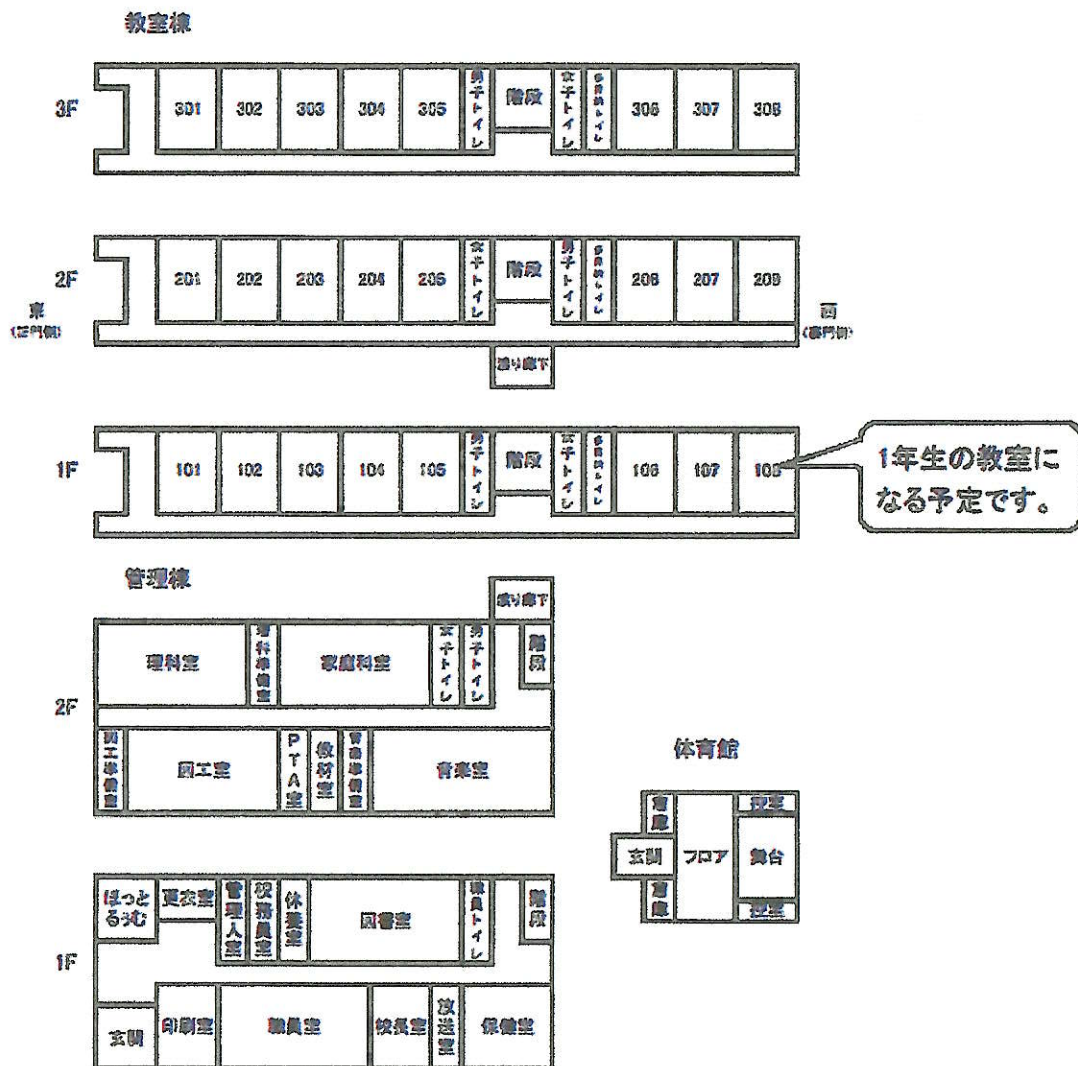
3. 学校管理運営の方針

- ① 地域の学校として、防災避難所としての機能を持ち、地域に信頼される施設運営を行う。
- ② 危機管理マニュアルに基づき、国・府・市の危機管理部門と連携し地域の情報発信源としての機能を果たす。
- ③ 地域に親しまれる学校をめざし、地域諸団体と連携して諸行事に参加するとともに、学校開放事業・スポーツ施設利用などにも取り組み、きれいな学校、地域にやさしい学校運営に心がける。

3 校舎配置図



4 教室配置図



5 時間割・日課表

①時間割表

1年(25時間)

	月	火	水	木	金
1					
2					
3					
4					
5					
6	*	*	*	*	*

2年(26時間)

	月	火	水	木	金
1					
2					
3					
4					
5					
6	*		*	*	*

3年(27時間)

	月	火	水	木	金
1					
2					
3					
4					
5					
6	*		*	*	

4～6年(29時間)

	月	火	水	木	金
1					
2					
3					
4					
5					
6			*		

②日課表

月・火・木・金曜日

朝学習	8:30～8:45	5分間
1限	8:45～9:30	
2限	9:35～10:20	
20分休み	10:20～10:40	5分間
3限	10:40～11:25	
4限	11:30～12:15	
給食	12:15～12:55	3分間
昼休み	12:55～13:15	
そうじ	13:18～13:30	
5限	13:35～14:20	5分間
6限	14:25～15:10	
6限(月曜日)	14:30～15:15	
最終下校	16:00	

水曜日

朝学習	8:30～8:45	5分間
1限	8:45～9:30	
2限	9:35～10:20	
20分休み	10:20～10:40	5分間
3限	10:40～11:25	
4限	11:30～12:15	
給食	12:15～12:55	5分間
昼休み	12:55～13:20	
5限	13:20～14:05	
6限	14:10～14:55	

※ 委員会活動・クラブ活動

活動日 月曜日14:30～15:15

※ 運動場開放 終了時刻

3月～9月…17:00

10月～2月…16:30

6 年間行事計画

(2023年度当初)

	儀式	学芸	保健・体育	遠足	安全	児童会	その他
四月	入学式 赴任式 始業式 離任式 対面式		二測定・視力測定 内科健診・尿検査 保健だより（通年） 省略心電図 聴力検査 頭髪検査		安全点検 「学校のきまり」 登校班安全指導 地区児童会 集団下校	委員会活動開始	授業参観 学級懇談会 家庭訪問 全国学力状況調査
五月			耳鼻科健診 心電図 眼科健診	校外学習 社会見学 宿泊体験学習5年	安全点検 救命救急講習	クラブ活動開始 なかよし学年交流会	土曜授業
六月		音楽会	歯科健診 プール清掃・給水 プール開き ブラッシング指導		安全点検 防犯訓練 （不審者等） 交通安全教室		オープンスクール 職農体験
七月	終業式		プール片付け		安全点検 地区児童会 集団下校 夏休みの過ごし方		個人懇談会
八月	始業式				防災訓練(風水害)集団下校	夏休み作品展	校区外パトロール 校内除草
九月			二測定		安全点検 防災訓練(地震)	運動会委員会	
十月			視力測定 運動会	校外学習 社会見学	安全点検	後期活動開始	
十一月		芸術鑑賞	保健指導	修学旅行	安全点検		職農体験 車いす体験 保小連携給食試食会
十二月	終業式		薬物防止指導6年		安全点検 地区児童会 集団下校 冬休みの過ごし方		個人懇談会 中学校給食試食会
一月	始業式		二測定 保健指導 マラソン週間		安全点検 防災訓練 （火災）	児童会行事	
二月					安全点検		学習発表会 学級懇談会
三月	六送会 卒業式 修了式		健康のまとめ		安全点検 地区児童会 集団下校 春休みの過ごし方		

7 学校のやくそく

○保護者の皆様

- 集団登校で登校させてください。
※ 班編成・子ども会活動等のため、ご住所やお名前を PTA や地域コミュニティ等に提供させていただくことをご了承ください。なお、ご事情がおありのご家庭がございましたら学校までご相談ください。
- 欠席・遅刻・体育の見学等は、連絡帳でお知らせください。タブレット貸与後、タブレットでの管理になります。
- 遅れての登校や忘れ物を届けに来られた際は、正門のインターホンで用件をお知らせください。
- 登校後、児童の体調不良については、保護者に連絡をさせていただきます。不在着信の際は、すみやかに学校まで連絡をお願いします。また、緊急連絡先の変更がありましたら、その都度お知らせください。児童を早退させる場合は、防犯上原則保護者に迎えに来ていただきます。
- 学習に必要な無いものやお金、携帯電話、お菓子類は持ってこないようにさせてください。
- 茶髪や染髪・ピアス等は、生徒指導上、問題行動に発展したりトラブルに巻き込まれたりするケースがあります。抑止についてのご協力をお願いします。
- 放課後運動場は3～9月は午後5時、10月～2月は午後4時半まで開放していますが、留守家庭児童会や社会体育事業が優先されます。また土日祭日に、許可なく小学校内に入ることはできません。

○児童のみなさん

- ◎ チャイムを守ろう。
- ◎ 校舎の中では、上ぐつにはきかえよう。上ぐつで外に出ないようにしよう。
- ◎ 家に忘れ物をして、一度来たら取りに帰らないようにしよう。
- ◎ ろうかや階段は、走らず右がわを歩こう。ろうかで通行のじやまにならないようにしよう。
- ◎ 非常口や非常階段では遊ばないようにしよう。火事などの時のみにつかいます。
- ◎ 遊び場所についてのやくそくを守ろう。中庭・給食調理場・花だんのまわり・正門のまわりでの、ボール遊びはやめよう。
- ◎ 学習に必要なでないもの（シャープペンシル・キーホルダー・ねりけし・メモ帳・レターセット・ミサンガなど）は持ってこないようにしよう。
- ◎ 放課後「さようなら」したあとは、勝手に学校に残って遊ばないようにしよう。一度家に帰ってランドセルを置いてから学校に遊びに来るようにしよう。
- ◎ 放課後学校で遊ぶときは、校舎や中庭には行かないで運動場だけで遊ぼう。
- ◎ 自転車は学校の中では乗らないようにしよう。
- ◎ 机の中に忘れ物をせずに帰ろう。仕方なく放課後忘れ物を取りに来るときは、3～9月は5時まで、10月～2月は4時30分までに来よう。それより後に来る場合は、必ずおうちの人について来てもらおう。

「運動場で遊べる時間」

★3月～9月…午後5時まで

★10月～2月…午後4時半まで

時間を守って遊びましょう。

8 家庭学習について

家庭を学びの環境に ～自ら学ぶ子をめざして～

その1 基本的な生活習慣を見直しましょう

早寝早起き・朝食・朝の排便を大切にしましょう。

その2 家庭の学習環境を整えましょう

決まった場所で一定の時間、テレビを消して学習に集中しましょう。

その3 学習習慣の定着をめざしましょう

基本的な学習習慣や自学自習の習慣を身につけましょう。

はじめに～家庭学習で「学ぶ力」を育てましょう～

小・中学校での学習では、子どもたちが将来社会人として自立するための基礎となる「学ぶ力」を育てます。学校では、基礎学力を高めるために学習をしていますが、家庭との協力によって、その成果を何倍にも高めることができます。

「学ぶ力」とは、「もっと調べてみたい」「もし…だと、どうなるのだろう」「なぜ…なのだろう」などと、自分から疑問を見つけ、知識を生かし、見通しをもって解決するために考える力のことを言います。家庭学習を毎日続けると以下のような力がつきます。

- ①しっかりとした考え方や集中力がつく。
- ②学習習慣が身につく。
- ③困難なことに出会ってもくじけずに積極的にチャレンジしようとする力がつく。
- ④子どもの主体性や自律性を伸ばす。
- ⑤目標をもって人生を心豊かに生きる力となって、将来への大きな財産となる。

家庭を「学び」の環境に

進んで学ぼうとする力は、子どもが一番安心できる家庭で、規則正しい生活の中で、毎日学習を積み重ねることによって育ちます。また、子どもは、家族に認められ励まされることで、「がんばってよかった」という満足感や「見守られている」という安心感をもちます。その安心感によって、自分らしさを受け入れ、自信をもって努力するようになります。

学校と家庭とが協力し合って、子どもの「学ぶ力」を大きく育てていきましょう。

家庭学習ってなあに？

家庭学習では、宿題だけでなく自主学習もします。

◎宿題…必ずしなければならない課題です。主に「読む」「書く」「計算する」などの基礎学力を身につけることをめざします。

◎自主学習…自分で課題を見つけ、追究する力が育ちます。思考力や表現力など、社会人となったときに必要な力が身につきます。

〈例〉

国語…漢字、意味調べ、視写、日記、音読・読み聞かせ、テストでまちがえた漢字の練習。

算数…計算練習、問題作り、実物の測定（長さ・重さなど）、テストでまちがえた問題の復習。

社会・理科・総合…調べ学習（勉強したところに関係あることから本や参考書、地図帳などで調べる。）ノート作り（大事なことをノートにまとめる。）

家庭・体育・図工…体験学習（学習したことを家庭でもためしてみる。）

英語…アルファベット、単語、基本文型の復習、英作文、会話の練習。

※ その他、市販のドリルや問題集、テレビの教育番組や英語番組の視聴などに取り組んでみるのもいいでしょう。

家庭学習で身につく力って？

①基礎学力が確実に身につく。

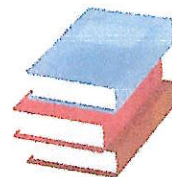
②自分で学習時間を作り出そうとする態度から「考える力」や「表現する力」が身につく。

③見えない学力（「意欲」「自分をコントロールする力」「生活リズムを整える力」「自己決定力」「集中力」「課題発見力」「課題解決力」「豊かな自尊感情」）が身につく。

これらの力は、毎日こつこつと努力する繰り返しの中で身につけていきます。社会人となったときに必要な力でもあります。

読書もおすすめ

読書には、多大なメリットがあります。語彙力、文法力、想像力、思考力などはもちろん、人の気持ちがわかるようになったり、文章を書く力がついたり、粘り強さや教養まで身につきます。ただ、「本を読みなさい」と大人が強制しても、子どもは本を読むようにはなりません。まずは、夜の寝る前に時間があれば、絵本などを子どもに読み聞かせてください。また、大人が楽しそうに本や新聞を読んでいる姿を見せることでも、子どもの読書への興味関心を高めることに繋がります。



家庭学習

【始める前に】

- 1 学校からの手紙や連絡帳を毎日出すようお子様に声かけをしてください。
- 2 テレビやゲームのスイッチは消してください。
- 3 机の上は整理整頓させてください。
- 4 部屋、机のあかりをつけましょう。
- 5 姿勢や鉛筆の持ち方に気をつけて書かせてください。

【学習時間のめやす】

- | | |
|-------|-------------------|
| 1・2年生 | 1日・・・20～40分くらいです。 |
| 3・4年生 | 1日・・・40～60分くらいです。 |
| 5・6年生 | 1日・・・60～80分くらいです。 |

【学習が終わったら】

- ①鉛筆を削って筆箱に戻してください。赤鉛筆、消しゴムも確認してください。
- ②明日の時間割と連絡帳を確かめて、宿題・教科書・ノート・筆箱などをかばんに入れてください。

9 持ち物について

- *簡素な物で、多くなりすぎないように、そして、大切に扱うよう心がけましょう。
- *持ち物には全て名前（フルネーム）を書いてください。

① ランドセル（又は、ランリュック）

② 筆箱（ファスナー式の袋状や金属製はご遠慮ください。）

③ 鉛筆「2B～4B」を5本ぐらい、赤青鉛筆1本、消しゴム1個

④ 下じき

⑤ クレパス（12色程度）（クーピーは不可）・ガーゼハンカチ

⑥ 色鉛筆（12色程度）（フリクションは不可）

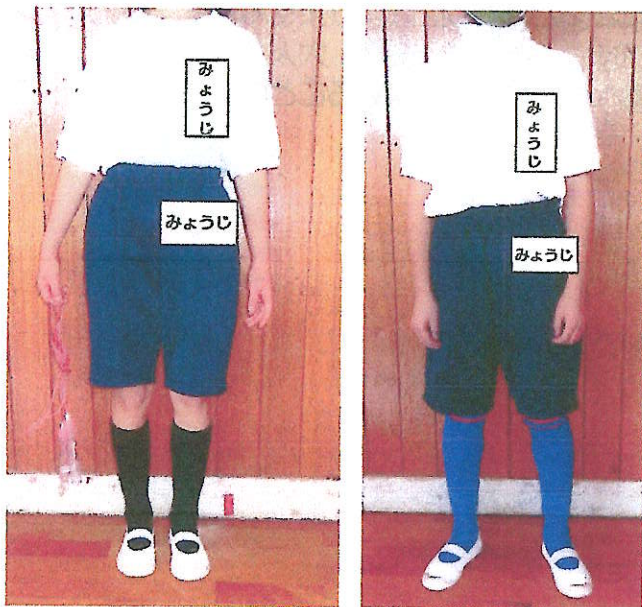
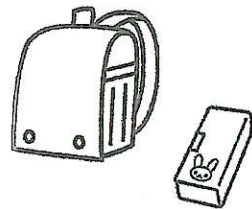
⑦ はさみ（ふたつきが好ましい）

⑧ 体操服上（白色の半袖シャツ）縦10cm横5cmの名札を左胸に付けてください。

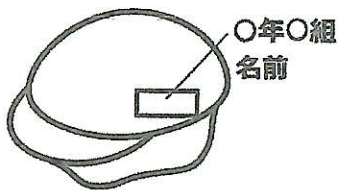
⑨ 体操服下（紺色の半パン）縦5cm横10cmの名札を左腰に付けてください。

⑩ 赤白帽

⑪ 体操服と赤白帽を入れる袋（縦40cm横30cm程度の巾着式）



襟は丸襟、ファスナータイプのどちらでも大丈夫です。

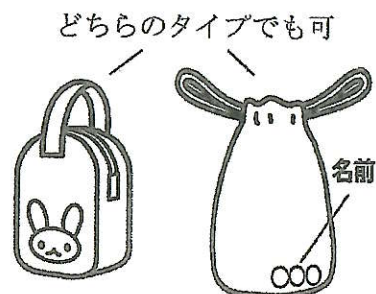
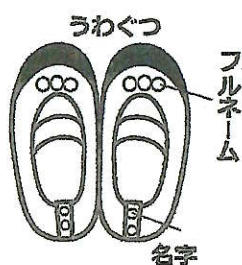


⑫ 上靴（バレエシューズなど白い靴）靴の甲部分と踵部分に記名ください。

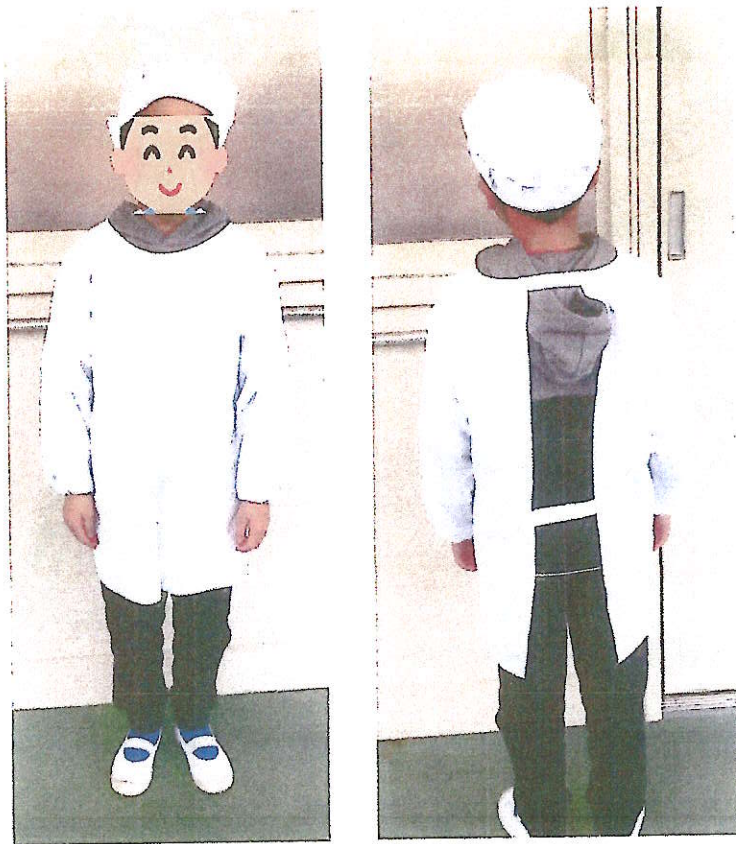
⑬ 上靴を入れる袋

⑭ 体育館シューズ（バレエシューズなど白い靴）上靴と同様で⑬も記入ください。

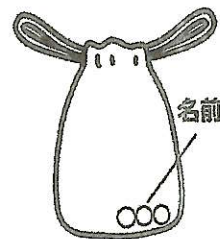
⑮ 体育館シューズを入れる袋



- ⑯ エプロン（前留め・後留めのどちらでも可）
- ⑰ 給食用帽子
- ⑱ 給食用マスク
- ⑲ エプロン・給食用帽子・給食用マスクを入れる袋（巾着式）



前ボタンタイプ、
後ろマジックテープタイプ
のどちらでも大丈夫です。
帽子・エプロンに記名下さい。



- ⑳ ナフキン（給食時に机の上に敷きます）
*ナフキンを入れる小さな袋もご用意下さい。
*⑭～⑱は給食が開始されたら、必要となります。
- ㉑ 水筒については、コップつき・肩から下げるひもつきが望ましいです。

★上記以外の物は、必要に応じて案内をさせていただきます。

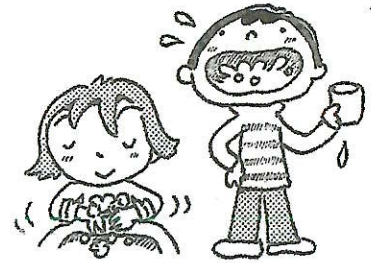
入学式で学校から配布予定の物

- お道具箱
- 自由帳
- 連絡帳
- 連絡袋
- スティックのり
- つぼのり
- ネームペン
- ものさし
- ねんどケース・ヘラ

10 保健室より

(1) 基本的な生活習慣

- ◎就寝時間 夜の9時には寝ましょう。(睡眠時間は10時間くらいとりましょう)
- ◎起床時間 登校の1時間前には起きましょう。
- ◎朝食は必ず食べましょう。
- ◎歯みがき、洗顔をしましょう。
- ◎朝、排便をする習慣をつけましょう。
- ◎手洗い、うがいの習慣をつけましょう。
- ◎爪を切りましょう。



(2) 朝の健康観察について

毎朝、お子さんの健康状態を確認して、登校させてください。

※タブレットの貸与後は、出欠をタブレットで入力していただきます。

次のような場合は、回復するまで家庭で休養させてください。

- ◎ 発熱しているとき、体調がすぐれないとき。
- ◎ 高熱が出た翌朝、熱は下がっていても体力が回復できていないとき。
- ◎ 下痢、嘔吐をしているとき。

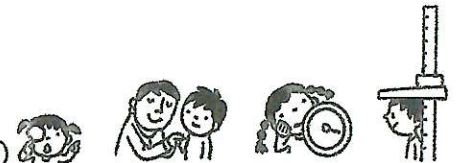


※ 欠席届は健康観察(タブレットに入力)または電話にてご連絡ください。

※ 遅れて登校されるときは連絡をお願いします。登校の際は付き添いをお願いします。

(3) 学校で行う健康診断

- ◎ 身長・体重の測定
- ◎ 校医検診 内科、運動器、結核、歯科、眼科、耳鼻科(1,3年)
- ◎ 心臓検診 心臓病調査票・省略心電図(1年,経過観察者)
- ◎ 視力測定、尿検査、聴力測定(1,2,3,5年)、モアレ検査(5年・経過観察者)
- ◎ 色覚検査(4年生のみ)希望者



(4) 学校感染症にかかったとき

学校感染症として決められた疾病にかかったときは、『出席停止』となり欠席にはなりません。

治癒後登校するときは、診断書の提出は必要ありません。医師の許可をもらったら、連絡帳または健康観察(タブレットに入力)でお知らせください。

- | | | | | |
|-------------|------------|------------------|-----------------|---------|
| ○インフルエンザ | ○麻疹(はしか) | ○流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | ○百日咳 | ○結核 |
| ○風しん | ○水痘(水ぼうそう) | ○咽頭結膜熱(プール熱) | ○溶連菌感染症 | ○感染性胃腸炎 |
| ○マイコプラズマ感染症 | ○流行性角結膜炎 | ○その他の感染症 | ○新型コロナウイルス感染症関係 | |

(5) 保健調査票について

お子さんの健康管理や、けがや病気等のときに使用します。

アレルギー疾患のお子さんに関しましては、重篤なアレルギー疾患（アナフラキシーや喘息、食物アレルギーなど）で学校生活においてご心配な点がございましたらお知らせください。主治医の先生に「学校生活管理指導表」（アレルギー用）の記載をお願いする場合があります。

緊急連絡先は必ず連絡がつく電話番号をご記入ください。長い時間、保護者と連絡が取れないとお子さんが不安な思いをされます。またお勤め先やお持ちの電話を変えられたりした場合は、担任までお知らせください。

(6) 学校生活管理指導表について

枚方市の方針で、学校生活管理指導表は対象児童全員が提出となりました。

対象者は食物アレルギーの他、「気管支喘息」「アトピー性皮膚炎」「アレルギー性結膜炎」「アレルギー性鼻炎」等のアレルギー疾患があり、学校生活において特に配慮等が必要な場合に限ります。

配慮が必要な場合は同封しています「学校生活管理指導表」をかかりつけ医に記入していただき、学校までご提出ください。

保健室での対応について

学校でお子さんの体調が悪くなったり、けがをされたりした場合、次のように対応をしていますので、よろしくお願いします。

病気・体調不良の対応

以下の場合にご家庭へ連絡をさせていただきます。

- ・発熱している場合
- ・熱はないが、他の症状（嘔吐、頭痛、腹痛、その他）がある場合は、しばらく休養し様子をみても回復がみられない場合

※お子さんを1人で帰すことはできませんので、必ずお迎えをお願いします。



けがの対応

小さなすり傷や切り傷、軽いねんざや打撲等の救急処置を行います。

（習い事や家でのけがの対応はご家庭でお願いします。）

病院受診が必要な場合は、電話連絡をさせていただきます。

また帰宅後の様子で病院に行ってくださいようお願いをする場合があります。

帰宅後に受診される病院は学校指定の病院はありませんので、かかりつけ等の病院を受診ください。

学校でのけがで、ご家庭から受診された場合はお申し出下さい。

学校管理下での災害に対しては、日本スポーツ振興センター・枚方市安全共済会の医療費、見舞金などの対象となります。災害給付制度につきましてはしおりに綴ってありますのでご覧下さい。

平素は、枚方市教育施策にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

枚方市教育委員会では枚方市立小中学校（以下、「学校」といいます。）に在学児童生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「JSC」といいます。）と災害共済給付契約を結んでいます。

JSCの災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、児童生徒の名簿を提出することになっています。加入は任意となっていますが、加入するかしないかを、別紙の同意書にご記入の上、令和6年2月6日までに学校長へ提出してください。

また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取扱いには十分留意いたしますので、ご了承ください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。令和5年4月1日現在、その主な内容は以下のとおりです。

※災害共済給付契約について、本同意書により、初回の同意後、在学中は自動更新となります。なお、次年度以降、災害共済給付制度の加入・未加入の切り替え希望の方は、新学年の4月中にお申し出ください。4月以外の年度途中には、新規加入または未加入への切り替えはできません。

■ 共済掛金（年額）

保護者等負担額 460 円（枚方市負担額 475 円）

※負担金額は年額です。

※5月1日現在において、生活保護世帯及び就学援助受給者世帯に属する児童生徒分については市が全額負担します。

※年度途中で転入された方のうち、転入前の学校で加入済みの方は、転入年度の掛金は不要です。

*以下は、JSCの災害共済給付制度の概要を記載したものです。

■ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

※障害見舞金及び死亡見舞金の給付金額は、令和元年度から改定しています。

災害の種類	災 害 の 範 囲	給 付 金 額
負 傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分） ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾 病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、内閣府令で定めるもの （学校給食等による中毒 ・ ガス等による中毒 ・ 熱中症 ・ 溺水 ・ 異物の嚥下又は迷入による疾病 ・ 漆等による皮膚炎 ・ 外部衝撃等による疾病 ・ 負傷による疾病）	
障 害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される。）	障害見舞金 4,000万円～88万円 [通学（園）中の災害の場合 2,000万円～44万円]
死 亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円 [通学（園）中の場合 1,500万円]
	突然死 運動などの行為に起因する突然死（学校の管理下において発生したもの）	死亡見舞金 3,000万円 [通学（園）中の場合 1,500万円]
	突然死 運動などの行為に関連のない突然死（学校の管理下において発生したもの）	死亡見舞金 1,500万円 [通学（園）中の場合も同額]

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
- ③ 休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合
- ④ 通常の経路及び方法により通学する場合

■ 給付に関する注意事項

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ④ 他の法令の規定による給付等（例：条例に基づく乳幼児医療助成）を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- ⑤ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。

保護者の皆さんへ

枚方市学校園安全共済会 災害共済給付制度について

令和6年4月の段階で内容が変更されている場合があります。改めてご確認ください。

枚方市学校園安全共済会は、会員である保護者からの会費で運営される受益者負担の互助共済組織です。枚方市立の小中学校及び幼稚園の管理下で、会員に属する園児・児童・生徒が災害（負傷等）を被った場合に、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度で補償されない事案への対処を含む、必要な給付を行い、学校教育活動の円滑を図ることを目的としています。

『学校園管理下』の範囲は、授業（保育）時間・休憩時間・登下校園中に加えて、クラブ活動及び遠足・修学旅行などの特別活動中も含まれます。

学校園管理下の災害であることが大前提ですので、給付金申請はすべて学校園を通して行っていただきます。『学校園でケガをしたりメガネが壊れたりした場合には必ず先生に言うように』と、お子さんにも日頃からお伝えください。学校園が状況を確認していることが不可欠です。

保護者負担の年会費は、【小学生・中学生250円 幼稚園児100円】です。

**給付金の申請に必要な書類や給付条件については裏面をご覧ください
審査により不支給となる可能性があることをご了承ください**

【メガネの破損について】

- ※ 支給されるのは、授業を受けるのに支障がある破損と認められる場合です。
（軽微な破損の場合は不支給となる場合があります）
- ※ 破損した箇所の修理が原則です。修理ができない場合にのみ交換や買換えの申請が可能です。
申請の際には、交換・買換えに至った理由をご説明ください。
- ※ 本人単独での過失によってメガネが破損した場合は、支給されません。
【支給例】 友達とぶつかってフレームが折れた
【支給例】 友達が投げたボールが当たってメガネが落ちて壊れた
【不支給例】 自分で転んでメガネのフレーム・レンズ共に破損した
- ※ メガネを身につけた状態での破損を補償するのが原則です。
【支給例】 友達とぶつかって落としたメガネに気づかず、他の友達が踏んでしまった
【不支給例】 メガネを外して机に置いていた。気づいたら壊れていた。
- ※ 申請の際はメガネの破損状況がはっきり分かる写真を添付していただきます。
写真はご家庭で撮っていただいても構いませんが、学校園による状況確認は必要です。

【特別初診料等について】

- ※ 200床以上の病院での初診にかかる選定療養費については支給対象外です。

【タクシーでの医療機関への搬送について】

- ※ 災害の当日、災害発生場所から最寄りの医療機関への教職員による往復搬送が原則です。
- ※ 保護者の都合で搬送する医療機関を指定される場合は保護者負担となります。

**給付金請求の手続き詳細については学校にお尋ねください
すべての申請期限は、災害発生日より2年です。**

災害共済給付金一覧

給付金の種類		給付の条件等	給付金額	ご用意いただく書類
補 填 料	室料差額	本人並びに保護者の希望により 室料差額（特別療養環境室料） のある病室を利用する場合は 給付されません	実費 【一日当たり上限5,000円 ×日数】	【領収証】 （室料差額と入院日数が 分かるもの） 【口座振替依頼書】
	総医療費 5,000円未満	総医療費5,000円未満の治療費 ※ 治療が完了している場合のみ ※ 初診は医療機関に限る （整骨院の初診は不支給） ※ 医師の指示があれば接骨院や 整骨院での治療費も給付対象	公費負担医療制度の 利用あり 【自己負担額 +総医療費の1割】 公費負担医療制度の 利用なし 【総医療費の4割】	【医療等の状況】 （原本） 【口座振替依頼書】
	公費負担医療制度無しで申請して給付金を受けた場合、後日に公費負担申請することはできません。二重給付が判明した場合は返金していただきます。			
	メガネ	メガネをかけた状態で破損した場合 （ただし、本人の過失及び第三者の 故意による破損は対象外） 学校園による破損状況の確認が必要	実費 上限は10,000円	【眼鏡専門店の領収証】 （修理・交換・購入の但書のある もの・コピー不可） 【破損時の写真】 【口座振替依頼書】
	治療用装具	身につけた状態で破損した場合 （ただし、本人の過失及び第三者の 故意による破損は対象外） 学校園による破損状況の確認が必要	実費 上限は15,000円	【領収証】 【治療用装具であることを証明 する書類】 【口座振替依頼書】
	特別初診料等	必要に応じて給付する ただし選定療養費は保護者負担		【領収証】 【口座振替依頼書】
歯冠補綴		医療機関が必要と認め、 日本スポーツ振興センターの 支給対象とならない 保険外治療による歯冠補綴費用 （中切歯から犬歯までの 上下12本の範囲内で2本以下）	実費 1本につき一度だけ給付 上限は50,000円/本	【領収証】 （保険外治療の記載） 【医療等の状況】 （詳細は要問合せ） 【口座振替依頼書】
		災害から歯冠補綴まで時間がかかることがあります。申請には受傷当初の書類のコピーの提出や、定期的な受診の証明が必要となりますので、詳細は学校園にお問い合わせください。 インプラントは対象外です。		
移送料 （タクシー代金等）		日本スポーツ振興センターの適用範囲の場合で、事故の当日のみ 首から上のケガや歩けない等で学校園長が緊急性を認めた場合、 事故発生場所から最寄り医療機関までの教職員による往復搬送の 移送料（事案によっては給付対象外となることがあります）		
医療貸付金		相当高額の医療費を 必要とする場合等	理事会または審査委員会の 審査による	【別途指定する証明書類】 【口座振替依頼書】
障害見舞金		障害等級は日本スポーツ振興 センターの決定による	別途本会の定める金額	【別途指定する証明書類】 【口座振替依頼書】
死亡弔慰金		事故・病気・交通事故による死亡	100,000円 （登下校時は半額）	【別途指定する証明書類】 【口座振替依頼書】

領収証の宛名はすべて園児児童生徒本人です
口座振替依頼書の口座名義人には、必ずふりがなをお願いします。

1 3 枚方市の学校給食

役割

心身ともに健康な児童の育成を培うとともに、楽しい食事や給食活動を通じて、豊かな心を育成し、社会性を養う。

栄養

文部科学省の定めた栄養基準量に基づき献立を作成しています。3～4年生の主な栄養価は、次の通りです。エネルギーは650kcal、たんぱく質は27g、脂質は18g、カルシウムは350mgです。

衛生管理

文部科学省・枚方市保健所の指導に基づき、衛生面には充分配慮しています。

献立について

ご飯とパンの割合は、基本のごはんが3回、パンが2回です。牛乳は毎日付いています。おかずには、野菜をたくさん使い、骨のある魚料理、伝統料理もあります。加工食品はできるだけ少なくし、手作りを心がけています。毎日残菜を調査し、献立作成や調理の参考にし、子どもたちに喜ばれる給食にするために努力しています。なお、食材については、枚方市教育員会学校給食ホームページでも閲覧ができます。

献立表

毎月、学校給食献立表を家庭に配布しています。ご家庭で、毎日の食事の参考にしてください。

お願い

- 1、配膳や後片付けは全児童が当番として行います。ご家庭でもお手伝いの機会を増やしてください。また、清潔なエプロン・帽子・マスクの持参をお願いします。
- 2、野菜や魚などを残しがちです。偏食が減るようにご家庭でもご協力ください。
- 3、給食時間は、40分間ですが、食べる時間は約20分程度です。時間内に終わるようにご家庭でもご指導ください。

食物アレルギーについて・その他

- 1、給食試食会をPTA給食委員会と協力し実施しています。
 - 2、アレルギー対応については、枚方市内統一で、全児童に調査を実施しています。調理場では「乳・鶏卵・うずら卵・桜えび」の除去食のみ行います。
 - 3、食物アレルギーの調査で、「あり」と記入された保護者の方へ
 - ①給食での対応が必要な場合は、面談を受けてください。(入学説明会後に対象者に連絡します)
 - ②給食での対応が必要でない場合は、栄養教諭から後日電話で確認させていただきます。
- ① ②の場合とも、入学後にアレルギー対応確認書を提出していただくことになっています。

1 4 学校納入金について

【学校納入金とは】

学校の教育活動に必要な経費のうち、各ご家庭にご負担いただく費用があります。費目は下記の種類があります。

- 学年費（各種ドリルやテスト、図工・理科教材など）
- 安全会費（日本スポーツ振興センター、枚方市学校園安全共済会）
- 給食費（月額 3,800 円）
- PTA会費

【納入の方法について】

「枚方信用金庫」を利用して自動振替（口座引落）をしております。ご協力をお願いします。

【振替の日程について】

4 月から翌年 2 月まで、夏休み中の 8 月を除き年 10 回、自動振替を行います。毎月 5 日（土日祝祭日の場合は翌営業日）が振替日、毎月 15 日が再振替日となります。残高不足等で再振替できなかったご家庭は、現金で直接学校へ納入していただくことになります。

【口座等の変更について】

「枚方信用金庫」の口座名義や通帳記号・番号等を変更された場合は、速やかにご連絡ください。

例【各月の振替金額について（R5年度 1 年生）】

《単位：円》

	4 月	5 月	6 月	7 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	年間
学年費		4,200	2,800	3,000	2,240	2,000	1,000	1,000	500		16,740
安全会費					710						710
給食費	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	7,600	41,800
PTA会費			400	200	200	200	200	200	200	200	1,800
合計	3,800	8,000	7,000	7,000	6,950	6,000	5,000	5,000	4,500	7,800	61,050

令和 6 年度は 4 月（下旬ごろ）から振替を開始する予定です。

PTA 会費は令和 5 年度より口数を廃止し、一家庭あたり月額 150 円としています。

安全会費は日本スポーツ振興センター・枚方市安全共済会の掛金。（免除対象者を除く）

年度毎に金額は変わります。詳細は年度当初配布のお知らせでご確認ください。

《枚方信用金庫口座登録のお願い》

枚方信用金庫への口座開設・登録手続きは 2 月末までに行ってください。

既に口座をお持ちのご家庭も、預金口座振替依頼書、本人確認書類等の提出が必要です。

詳細は枚方信用金庫の資料『必ずお読みください』をご参照いただき、枚方信用金庫窓口にご提出いただくか、専用封筒にてご郵送ください。（可能な限り郵送での手続きにご協力ください。）

15 就学援助制度について

この制度は、憲法や学校教育法などの諸法令にもとづき、児童・生徒の就学を経済的に保障するための権利としての制度です。国と市が義務教育に要する教育費を援助して、保護者の経済的負担を軽減するとともに子どもの学習権を保障するものです。

◇ 支給される金額【金額は令和5年度、入学準備金を含む】

1年生	2～5年生	6年生
109,490円	57,700円	117,700円

※他に修学旅行・宿泊行事の対象経費、学校病の治療費
(下記詳細のとおり)が支給されます。

◇ 対象となるご家庭

前年分の所得が下記の認定基準額を超えない、もしくは特別事情(保護者の失業・離婚・死亡など)に該当されるご家庭が支給対象になります。詳しくは、枚方市教育委員会教育支援推進室(050・7105・8044)にご相談ください。

認定基準額【金額は令和4年度】

人 員	2人	3人	4人	5人
認定基準額	2,577,000円	2,957,000円	3,337,000円	3,717,000円

※ 障害者控除を受けている場合は別途加算があります。

◇ 申請の方法

「申請書」は年度当初に配布します。認定の締切(5月中旬)までに、学校または枚方市教育委員会、枚方市役所市民課・各支所へ提出してください。昨年度認定されたご家庭も、毎年新しく申請をしてください(自動的に継続されません)。年度途中でご家庭の事情が変わられた場合は、年度途中の申請も可能です。最終受付は2月末までです。

6月下旬～7月下旬に枚方市教育委員会から各家庭に認定・否認認定等の通知書が送られます。

◇ 医療券について

就学援助と教育扶助受給の児童が下記の疾病等にかかった場合、その医療費を枚方市が負担します。治療を受ける場合【病名・〇月分】を連絡帳等で事務(職員室)までご連絡ください。

なお、医療券の有効期間は月初めから月末までとなっています。治療が長引き翌月にかかる場合は月ごとに医療券が必要となります。

【対象となる病名】

- 眼 科……………トラコーマ、結膜炎(アレルギー性のものは対象外)
- 皮膚科……………白癬、疥癬および膿疱疹
- 耳鼻咽喉科…中耳炎、慢性副鼻腔炎(アレルギー性のものは対象外)、アデノイド
- 歯 科……………う歯(虫歯)
- 寄生虫病………回虫病、十二指腸虫病、ぎょう虫病、虫卵保有

なお、支給金額や認定基準額は毎年改定されます。「申請書」または枚方市教育委員会ホームページなどでご確認ください。

16 非常変災時の対応について

枚方市に特別警報が発表された場合

午前7時発表中

臨時休校とします。【学校はお休みです。(The school will be closed.)】

児童が学校にいる間に警報が発表された場合

状況が判断できるまで、原則として学校に待機となります。

枚方市に暴風警報または暴風雪警報あるいは洪水警報が発表された場合

午前7時までに解除

通常通りの授業を行います。

午前7時に発表中

登校せずに、自宅で待機してください。

午前7時～9時に解除

第2校時(9:35～)より授業を行います。

通常集合時刻の1時間15分後に集団登校場所に集合し、9時35分までに集団登校させて下さい。

給食はあります。下校は平常通りです。

午前9時に発表中

登校せずに、自宅で待機してください。

午前9時～10時に解除

第3校時(10:40～)より授業を行います。

通常集合時刻の2時間15分後に集団登校場所に集合し、10時40分までに集団登校させて下さい。

給食はありません。下校は4限終了後の午後0時15分になります。

午前10時に発表中

臨時休校とします。【学校はお休みです。(The school will be closed.)】

児童が学校にいる間に警報が発表された場合

枚方市に

特別警報が発表されたときは、原則として学校待機になります。

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が発表されたときは、雨量(災害)の状況をふまえながら、下校する方が安全と判断した場合、引き渡し下校を実施します。その際は、ミルメールや学校ブログ等でお知らせします。

※最終下校時刻までに上記の警報が解除された場合は、通常下校(もしくは集団下校)になります。その際も、ミルメールや学校ブログ等でお知らせします。

留守家庭児童会について

- ・10時までに解除された時は、午後0時15分から開室します。

お弁当を持参してください。

- ・10時から11時までに解除された時は、午後1時15分から開室します。

自宅で食事を済ませて登室又はお弁当を持参してください。

(詳細は、留守家庭児童会室にご確認ください)

作詞 松村正義
作曲 津田実三

1. い け の み や を ば き か ー た ー に み て く ひ か し
2. つ た の の し せ き ー ー お お た え く ら
3. む つ め の は な わ ー ー は た い く た す

に の む ら ー の た み か ど み り た い
け の も あ い ま も た み が が き こ い

さ め く の お か に か す こ ま れ て
ま か し は は ひる と な ほ し も と に
め

ひ と み け き ら め ん く ほ し お し か
び と な な く ぶ つ あ お し そ くら

へ さ く ら お か き た あ あ わ が ほ こ う

松村正義 作詞
津田実三 作曲

一、
池之宮をば 北に見て
ひがし むらの たかみだい
東に村野高見台
さくら おか かこま れて
桜の丘に 囲まれて
ひとみきらめ ほしが おか
瞳煌く星丘

二、 伝わる史跡 数多く
 くだら もり みどりこ
 百済の森も 緑濃く
 わかし ひと す きど
 昔の人の住む里に
 ひら ぶんかあた
 開ける文化新しく

三、
睦みの花輪 十重二十重
助け合い また磨き合い
眉は 遙かな 星求め
果て無く 続く 大空へ
桜丘北 あゝ我が母校

